

平成29年度福生市子ども・子育て支援事業計画 事業目標

基本目標1 家庭・地域における子育ての支援

施策の方向1 地域における子育て支援体制の充実

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------------|--|-----|---|--------------------|
| 1 | 子ども家庭支援センター事業 | 子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。 | 充実 | 先駆型子ども家庭支援センター1箇所 身近な相談機関として、子どもと家庭からの総合的な相談に応じて支援を行います。子育て中の親子のセンター利用の促進、児童虐待防止に向けた各関係機関との連携に努めていきます。 | 子ども家庭支援課 |
| 2 | 地域子育て支援事業 | 児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。 | 充実 | 児童館3館で講座（心の東京塾）各1回以上実施 3児童館子育て応援事業5回以上実施 ひろば事業及び子育て相談 週3日以上実施 子ども応援館でのふれあいひろば 週5日（火～土）実施 | 子ども育成課 子ども家庭支援課 |
| 3 | 子育てサロン | 子育て中の保護者の悩みや不安の解消、ひきこもりへの対応、児童虐待の未然防止等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進めます。 | 継続 | 継続してサロンのPRに努めるとともに民生委員・児童委員協議会で運営する「はとぼっぼ」を年11回開催します。 社会福祉協議会では市内5か所 開催回数延べ 80回 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| 4 | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助が出来る方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。 | 充実 | 会員のニーズに十分に対応するためバランスのよい会員登録を目指し、周知と充実を図ります。子ども応援館や市役所で説明会を実施します。説明会に参加できない方には、子ども応援館で随時事業説明を行います。 提供会員講習会 年2回実施 フォローアップ研修 年2回 登録会員交流会 年2回実施 ファミサポ通信 年2回発行 | 子ども家庭支援課 |
| 5 | 福祉センター機能の充実 | 児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。 | 継続 | 施設利用の促進を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| 6 | 地域子育て支援拠点事業の実施 | 認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。 | 継続 | 子ども応援館、児童館3館及び保育園2園にて、ひろば事業を実施し、保育園では、子育て相談を実施します（うち1保育園は園舎建替えにより休止）。 | 子ども育成課 子ども家庭支援課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------|---|-----|--|--------|
| 7 | 赤ちゃんはじめての絵本事業 | 生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業で、親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。 | 継続 | 健康課及び図書館と連携し、事業を継続します。 3、4か月児健康診査時に絵本3冊のうちから1冊と子育て情報、たっけグッズを特製の袋に入れて贈呈します。 | 子ども育成課 |
| 8 | 保育室併設講座の実施 | 育児中の女性のための講座と、集団保育を通し幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。 | 継続 | 公民館各館で保育室併設講座を実施します。(全3コース) | 公民館 |
| 9 | 託児保育付講座の実施 | 公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。 | 継続 | 公民館各館で託児保育付講座を実施します。(全5コース) | 公民館 |
| 10 | 子ども読書活動推進事業の実施 | 学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。 | 継続 | 福生市立図書館基本計画、第三次福生市子ども読書活動推進計画に基づき、推進のための各種事業に取り組みます。 市内幼稚園および保育園への出前・招待おはなし会の実施 19回(前年度比5%増) | 図書館 |

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------|--|-----|---|---------------------|
| 1 | 地域組織化事業 | 地域住民や教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。現在、保育団体連絡会があります。 | 継続 | 各関係機関の情報交換、子育て支援を推進するための子育て情報の発信等を行います。 保育団体連絡会の実施 | 子ども家庭支援課 社会福祉協議会 |

基本施策3 子育て情報の提供

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|---|-----|--|----------|
| 1 | 子育て支援情報の発信 | 子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。 | 充実 | 市HP内「子育てするならふっさ」ページ等を活用しPRしていきます。（子ども育成課） 子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター、乳幼児ショートステイ、児童虐待防止の講演会等の最新情報を掲載していきます。（子ども家庭支援課） | 関係各課 |
| 2 | 子育てハンドブックの配布 | 子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。 | 充実 | 掲載内容の改訂を行い、保護者の方に必要なサービスの情報提供に努めます。 | 子ども家庭支援課 |

基本施策4 相談機能の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------|--|-----|---|-----------------|
| 1 | 各種相談事業の充実 | 保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。 | 継続 | 健康課で育児相談、心理相談事業を継続実施します。 子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭からの身近な相談機関として、子育て支援情報の提供、総合相談及び支援を行います。 | 福祉保健部 子ども家庭部 |
| 2 | 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、子ども未就園児や保護者が保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。 | 新規 | 子ども育成課保育係にて、保育サービスに関する情報の集約と提供を行い、相談に応じます。 | 子ども育成課 |
| 3 | 子育てなんでも相談 | 市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについて、ワンストップで相談が受けられる体制の整備を実施します。 | 新規 | 子ども家庭支援センターが中心となり、関係部署との連携を図りながら出張相談事業を実施します。 | 子ども家庭支援課 |

施策の方向2 子育て世帯への経済的支援
基本施策1 経済的負担の軽減

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|--|-----|--|--------|
| 1 | 未熟児養育医療給付事業 | 未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。 | 継続 | 申請件数 15件以下（申請状況により15件以上の対応をします。） | 健康課 |
| 2 | 児童手当 | 中学校修了前（15歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に支給します。 | 継続 | 受給対象児童数 6,180人、支給額 808,860千円 | 子ども育成課 |
| 3 | 児童育成手当 （育成手当） | 18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 受給対象児童数 1,093人、支給額 177,066千円 | 子ども育成課 |
| 4 | 児童育成手当 （障害手当） | 20歳未満の心身に障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 受給対象児童数 70人、支給額 13,020千円 | 子ども育成課 |
| 5 | 児童扶養手当 | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 受給対象者数 578人、支給額 285,298千円 | 子ども育成課 |
| 6 | 特別児童扶養手当 | 20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 継続して、市において適切な申請受付を行い、東京都に送付します。 | 子ども育成課 |
| 7 | 私立幼稚園就園奨励費補助金 | 私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を、所得に応じて助成します。 | 継続 | 対象人数 316人に対し園児の入園料、保育料の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。 | 子ども育成課 |
| 8 | 私立幼稚園保護者補助金 | 私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。 | 継続 | 対象延べ人数4,850人に対し補助金を交付し保護者の経済的負担を軽減します。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------|---|-----|---|--------|
| 9 | 認証保育所利用者補助 | 認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。 | 継続 | 延べ289人に対して補助を行い保護者間の公平性を図ります。 | 子ども育成課 |
| 10 | 乳幼児医療費助成制度 | 義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし） | 継続 | 対象児童数 2,452人、 医療費助成額 85,881千円 | 子ども育成課 |
| 11 | 義務教育就学児医療費助成制度 | 小学1年生から中学3年生（6歳に到達した後の年度始めから15歳に到達した年度末）までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円(上限額)が本人の負担となります。（所得制限なし） | 継続 | 対象児童数 3,482人、 医療費助成額 88,241千円 | 子ども育成課 |
| 12 | 育成医療費助成制度 | 18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり） | 継続 | 入院対象者10名、通院対象者14名 医療費助成額 1,645千円 | 子ども育成課 |
| 13 | 子育て支援カード発行事業 | 市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援ならびに地域活性化を図ります。 | 継続 | 対象世帯に対するカード発行率 45% ※平成27年3月に発行開始された新カードの発行枚数より算出 | 子ども育成課 |

施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援の推進
基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|--|-----|------------------------------|--------|
| 1 | 児童育成手当（育成手当）（再掲） | 18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 受給対象児童数 1,093人、支給額 177,066千円 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------------------------|--|-----|---|--------------------|
| 2 | 児童扶養手当（再掲） | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり） | 継続 | 受給対象者数 578人、支給額 285,298千円 | 子ども育成課 |
| 3 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | 18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）に対し、医療費の全部または一部を助成します。（所得制限あり） | 継続 | 対象世帯数 621世帯、医療費助成額 41,836千円 | 子ども育成課 |
| 4 | ひとり親家庭相談 | ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。 | 継続 | 各関係機関と連携し、相談と支援を実施します。 | 子ども家庭支援課 |
| 5 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | ひとり親家庭であって、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 委託料 2,658千円 | 子ども育成課 |
| 6 | 母子及び父子福祉資金貸付事業 | 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けを行います。 | 継続 | 継続して、必要とする資金の貸付を行います。 | 子ども家庭支援課 |
| 7 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。 | 継続 | 支給額 4,217千円 ・平成28年度からの継続者 2名 ・平成29年度新規見込者 4名 | 子ども家庭支援課 |
| 8 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。 | 継続 | 対象者2名、 支給額120千円 | 子ども家庭支援課 |
| 9 | 非婚のひとり親家庭に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適応 | 税法上の寡婦（寡夫）控除の対象とならない婚姻歴の無いひとり親家庭に対して、婚姻歴の有無による不平等を無くす観点から寡婦（寡夫）控除のみなし適応を行い、保育料、学童クラブ育成料、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園児保護者負担軽減補助金及び市営住宅使用料を算定します。 | 新規 | 婚姻歴の有無による不平等を無くす観点から寡婦（寡夫）控除のみなし適応を行い、保育料、学童クラブ育成料、幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園児保護者負担軽減補助金及び市営住宅使用料を算定します。 | 子ども育成課 まちづくり計画課 |

施策の方向4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実
基本施策1 児童虐待防止策の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|--|-----|--|----------|
| 1 | 児童虐待防止のネットワークづくり | 要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。 | 継続 | 要保護児童対策地域協議会代表者会議2回、実務担当者会議4回、ケース会議を随時開催し関係機関の連携を図ります。また、関係者向け研修会、市民対象の講演会を開催し児童虐待防止の推進を図ります。平成26年度に作成した要保護児童支援マニュアルを活用し、ネットワークの強化に努めます。 | 子ども家庭支援課 |
| 2 | 児童虐待防止マニュアル等の活用 | 児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成し虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを作成し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。 | 充実 | 要保護児童対策マニュアルを活用し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。 | 子ども家庭支援課 |
| 3 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。 | 継続 | 訪問率100%に努めます。 | 健康課 |
| 4 | 育児支援家庭訪問事業 | 児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。 | 充実 | 支援の必要な家庭に育児支援家庭訪問事業を実施します。 委託料 905千円 | 子ども家庭支援課 |

基本施策2 障害児施策の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------------------------|--|-----|--|-------|
| 1 | 障害者（児）短期入所サービス（ショートステイ） | 在宅の心身障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に利用することができます。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 356件 給付金額 30,096,000円 | 障害福祉課 |
| 2 | 点字図書、デイジー図書、大活字図書の給付（日常生活用具給付事業） | 視覚障害者に対して点字図書、デイジー図書、大活字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にします。 | 継続 | 点字図書、デイジー図書、大活字図書の給付希望者に給付一般図書の購入価格相当額との差額を給付 | 障害福祉課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------------------|--|-----|--|--------|
| 3 | 障害者（児）居宅介護サービス（ホームヘルプ） | 介護を必要とする心身障害者（児）に対し、身体介護、家事援助など日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 1,274件 給付金額 66,978,000円 | 障害福祉課 |
| 4 | 日常生活用具給付等事業 | 在宅の心身障害者（児）に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 給付件数 1,064件 給付金額 12,329,000円 | 障害福祉課 |
| 5 | 障害者（児）おむつ等助成事業 | 常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 給付者数 65人 給付金額 5,176,000円 | 障害福祉課 |
| 6 | 小児精神障害者入院医療費助成 | 精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。 | 継続 | 精神科病床における入院医療費についての自己負担額を一部助成します。 | 障害福祉課 |
| 7 | 生活介護・地域活動支援センター「れんげ園」の運営 | 就業が困難な心身障害者（児）に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 地域活動支援センター延べ給付件数 64件 | 障害福祉課 |
| 8 | 日中一時支援事業の実施 | 介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 1件 給付金額 14,000円 | 障害福祉課 |
| 9 | 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級の設置 | 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級で、特別な教育的ニーズのある児童・生徒一人一人に適切な教育的支援を行います。 | 継続 | 小学校全校に特別支援教室、福生第六小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新たに設置し、児童・生徒に対して、更にきめ細かく個別の教育的支援を行います。 | 教育支援課 |
| 10 | 教育・保育施設での障害児の受け入れ | 幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。 | 継続 | 市内保育施設16園、市内幼稚園4園で受け入れを行い、集団保育を実施します。 | 子ども育成課 |
| 11 | 学童クラブの障害児受入 | 全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。 | 継続 | 市内学童クラブ12箇所において、積極的な障害児の受入を行います。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------------------|---|-----|--|--------|
| 12 | 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業 | 重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活が送れるよう支援します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 給付件数 3件 給付金額 1,973,000円 | 障害福祉課 |
| 13 | 児童館における障害児対象事業 | 障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。 | 継続 | 児童館3館で実施します。 障害児放課後デイサービス「歩っ歩」の利用児童・生徒と児童館利用の児童生徒との交流事業を実施し、集団で遊ぶ機会を提供します。 3館合同で出張児童館事業を実施します。 | 子ども育成課 |
| 14 | 障害児相談事業 | 障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。 | 継続 | 障害児に関する知識と経験を持つ専門職員が必要なことから、障害福祉課や子ども家庭支援センター等が実施する他の相談事業と連携することによる相談体制の充実を検討していきます。 | 子ども育成課 |
| 15 | 障害児の入浴サービス | 自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 1件 給付金額 5,000円 | 障害福祉課 |
| 16 | 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス | 自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 77件 給付金額 972,000円 | 障害福祉課 |
| 17 | 児童発達支援事業 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 79件 給付金額 4,310,000円 | 障害福祉課 |
| 18 | 医療型児童発達支援事業 | 肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。 | 継続 | 治療を行いながら、動作指導等適応訓練のサービスを提供します。 | 障害福祉課 |
| 19 | 放課後等デイサービス | 放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 延べ給付件数 698件 給付金額 49,286,000円 | 障害福祉課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------------|--|-----|--|-----------------------------|
| 20 | 補装具費の交付 | 身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 給付件数 137件 給付金額 14,999,000円 | 障害福祉課 |
| 21 | 自動車ガソリン券費用の助成 | 心身障害者（児）が日常生活の利便および拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 助成人数 485人 助成金額 8,990,000円 | 障害福祉課 |
| 22 | 中等度難聴児発達支援事業 | 両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。 | 継続 | 必要な人に適切な支援を実施します。 利用台数 2台 助成金額 274,000円 | 障害福祉課 |
| 23 | 保育所等訪問支援 | 保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | 継続 | 保育所等内での集団活動に適切であるよう、個の特性に合わせた対応方法の助言、支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 24 | 臨床心理士の巡回相談 | 臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。 | 継続 | 市内保育園・幼稚園を教育支援チーム「つむぎ」の3名の臨床心理士が発達の側面から特別支援教育を必要とする児童の早期発見のため、巡回相談を実施します。また学童クラブはこころの支援チーム「つばさ」の3名の臨床心理士が巡回相談を実施します。 教育支援課が行う、臨床心理士による保育施設16園、幼稚園4園、学童クラブ10か所への巡回相談が、円滑に実施できるよう、連絡・調整等の支援を行います。 また、子ども家庭支援センターでは、保育所・幼稚園等を巡回訪問し、子どもと家庭に関する相談に応じます。 | 教育支援課 子ども育成課 子ども家庭支援課 |

基本施策3 外国人家庭に対する対応

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------------|--|-----|---|----------|
| 1 | 外国籍保護者のための日本語通訳事業 | 日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。 | 継続 | 英語・タイ語・スペイン語・中国語・ネパール語・タガログ語の通訳者を派遣し、母国語による相談支援を行います。 | 子ども家庭支援課 |
| 2 | 日本語適応指導事業 | 日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。 | 継続 | 日本語能力が不十分な児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等の充実を図るとともに、通訳等を必要とする保護者を支援するために日本語適応支援員を配置します。 | 教育指導課 |
| 3 | 多言語によるパンフレットの作成 | 外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。 | 継続 | 市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成することで、外国人家庭に対する支援を行います。 | 全課 |

施策の方向5 子どもの放課後の居場所づくり

基本施策1 子どもの居場所づくり

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|---|-----|---|-------------------|
| 1 | 児童館・公民館事業の充実 | 児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。 | 充実 | 児童館において、中高生対象事業を実施します。 夏休み等を利用して自然体験教室など子どもたちを対象とした講座・教室等を実施する（8コース） | 子ども育成課 公民館 |
| 2 | 公園、児童遊園等の整備 | 子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。 | 継続 | 子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、樹木の剪定や遊具の補修等、整備に努めます。 | 道路公園課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|--|-----|---|---------|
| 3 | 図書館事業の充実 | 図書館専用ホームページを利用し、インターネットにより乳幼児・児童・中学生へ図書館情報を発信します。 | 充実 | 福生市立図書館基本計画、第三次福生市子ども読書活動推進計画に基づき、各種事業に取り組みます。図書館ホームページを利用し、各種事業・図書館からのおすすめ本・すいせん図書情報や、中高校生成成新聞の情報を発信します。 「いろは新聞」の発行：年3回 | 図書館 |
| 4 | プレイパーク（冒険遊び場）の創造 | 従来の公園活用方法と異なり、子どもたちの自己責任のもとで創造力を工夫して遊びを創り出す、プレイパークの在り方や、既存の公園などの活用について市民との協働で検討します。 | 検討 | 市民により構成される「プレイパークを創る会」と連携し、プレイパークの常設化に向けた検討を行います。また検討過程として2回以上の一日プレイパーク実施、1箇所の先進事例視察を行います。 | 子ども育成課 |
| 5 | 学童クラブ事業 | 小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入を充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。 | 充実 | 積極的な児童の受入を行います。 | 子ども育成課 |
| 6 | 学童クラブの延長育成事業 | 市内全12クラブで実施します。 | 継続 | 12学童クラブで延長育成事業を実施します。 定期利用（午後6時～午後7時） 不定期利用（午前8時～午前8時30分） （午後6時～午後6時30分） （午後6時30分～午後7時） 春・夏休み定期利用 （午前8時～午前8時30分） 指定管理者自主事業として、午後7時～午後8時の延長育成も実施し、また学校休業日には朝7時30分～8時までの延長育成も行います。 | 子ども育成課 |
| 7 | ふっさっ子の広場事業 | 学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性を身につけ、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。 | 充実 | 安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性を身につけ、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていくことを目的に、更なる事業の充実を図ります。 登録サポーターによるイベントの増加・充実 職員のスキルアップを図る研修・各種講演会等の実施、参加放課後子ども総合プランに基づく学童クラブ事業との連携を具体化するための連携に関する検討会議等を開催し、具体的連携を進めます。 | 生涯学習推進課 |
| 8 | 福生水辺の楽校 | 子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。 | 継続 | 福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」を12回実施。参加者延べ537人以上とします。 福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」を4回実施。参加者延べ95人以上とします。 | 環境課 |

基本目標2 母と子の健康を守り増進する
 施策の方向1 子どもや母親の健康の確保

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------------|---|-----|---|------|
| 1 | 母子健康手帳交付 | 母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。 | 継続 | 妊娠届出をした妊婦全員へ母子健康手帳を交付し、相談指導を行います。 | 健康課 |
| 2 | パパママクラス | 妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。 | 継続 | 1コース5回×6コース実施 参加者450人 | 健康課 |
| 3 | 妊産婦・新生児訪問指導 | 妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。 | 継続 | 訪問率100%に努めます。 | 健康課 |
| 4 | 低出生体重児の届出・未熟児訪問指導 | 未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ、適切な指導・助言を行います。 | 継続 | 低出生体重児および未熟児に対して全数訪問します。 | 健康課 |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業(再掲) | 乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。 | 継続 | 訪問率100%に努めます。 | 健康課 |
| 6 | 子育て教室 | 子どもの保護者を対象に子育て教室を開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。 | 継続 | すくすくベビークラス 7回実施 参加者133人以上 講演会 3回 参加者105人以上 | 健康課 |
| 7 | 育児相談 | 乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。 | 継続 | 保健センターおよび子ども応援館で実施します。 22回実施 | 健康課 |
| 8 | 心理相談 | 1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施します。 | 継続 | 24回実施 | 健康課 |
| 9 | 三歳児経過観察健康診査(子どもグループ) | 幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行います。 | 継続 | 36回実施 参加者延べ400人以上とします。 | 健康課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------------|---|-----|---|----------|
| 10 | 産前・産後支援ヘルパー事業 | 育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。 | 新規 | 産前・産後支援ヘルパーが訪問し、産前・産後の生活をサポートすることで、家族の精神的・肉体的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来る子育て支援の充実を図ります。また、孤独な子育てをしている家庭の掘り起こし等の早期発見に努めます。 | 子ども家庭支援課 |
| 11 | 出産・子育て応援事業 | 保健師等が福生市内の全ての妊婦と面接を行い、心身や家庭の状況、子育て支援のニーズを把握し、必要に応じた支援を行うとともに、育児ギフトを贈呈します。 | 新規 | 妊娠期から専門職が関わることで、出産・子育てに関する不安を軽減を図り、妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進に努めます。 | 健康課 |

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------------|---|-----|---|------|
| 1 | 母子保健連絡協議会 | 母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。 | 継続 | 2回実施します。 | 健康課 |
| 2 | 母子健康手帳交付(再掲) | 母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。 | 継続 | 妊娠届出をした妊婦全員へ母子健康手帳を交付し、相談指導を行います。 | 健康課 |
| 3 | 妊婦健康診査 | 母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。 | 継続 | 妊娠届出をした妊婦全員に実施します。 | 健康課 |
| 4 | 妊婦歯科健康診査 | 母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。 | 継続 | 6回実施 受診者50人以上とします。 | 健康課 |
| 5 | 妊産婦・新生児訪問指導(再掲) | 妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。 | 継続 | 訪問率100%に努めます。 | 健康課 |
| 6 | 産婦健康診査 | 産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。 | 継続 | 12回実施 受診率97%以上とします。 | 健康課 |
| 7 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。 | 継続 | 3か月児 受診率100%に努めます。 6か月児 受診率100%に努めます。 9か月児 受診率100%に努めます。 1歳6か月児 受診率100%に努めます。 3歳児 受診率100%に努めます。 | 健康課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------|--|-----|--|---------|
| 8 | 乳幼児経過観察健康診査 | 乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。 | 継続 | 12回実施 | 健康課 |
| 9 | 乳幼児発達健康診査 | 乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。 | 継続 | 12回実施 | 健康課 |
| 10 | 乳幼児歯科健康診査 | 乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯の罹患率を下げしていきます。 | 継続 | 1歳6か月児健康診査 12回実施 受診率90%以上 3歳児健康診査 12回実施 受診率90%以上 乳幼児歯科健康診査 23回実施 受診者延べ800人以上 | 健康課 |
| 11 | 幼児体操教室 | 幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。 | 継続 | 中央体育館事業：キッズ体操3～5、親子体操等4教室 熊川地域体育館：幼児体操（年中・年長）、ベビとも体操、すくすく親子体操、親子フラダンス等6教室 福生地域体育館：幼児体操（年少・年中・年長） 3教室 | スポーツ推進課 |
| 12 | 体育館託児付き事業 | フラダンス、エアロビクス等の教室を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。 | 継続 | 福生地域体育館 フラダンス、シェイプアップヨガ及びバドミントン、インディアカ競技利用者、トレーニング利用者に対し実施します。 | スポーツ推進課 |

基本施策3 食育の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------|---|-----|--|------|
| 1 | 食に関する相談・指導 | 妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。 | 継続 | パパママクラス 6コース実施 3か月児健康診査 12回実施 1歳6か月児健康診査 12回実施 3歳児健康診査 12回実施 育児相談 22回実施 離乳食教室 15回実施 | 健康課 |
| 2 | 離乳食教室 | 離乳食教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。 | 継続 | 前期・中期食12回、中期・後期食3回実施 参加者210人以上とします。 | 健康課 |

施策の方向2 小児医療・思春期保健対策の充実

基本施策1 小児医療の充実

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------------|---|-----|--|--------|
| 1 | 乳幼児医療費助成制度 | 義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし） | 継続 | 対象児童数 2,452人、 医療費助成額 85,881千円 | 子ども育成課 |
| 2 | 小児医療の充実 | 乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。 | 継続 | 継続実施します。 引き続き小児科医の確保について、関係機関へ要請していく。 | 健康課 |
| 3 | 東京都医療機関案内サービス | 夜間、休日の医療機関案内（コンピュータによる自動応答サービス）や病気やケガの際の対処、病気や子育ての基礎知識についての情報を都のホームページで提供しています。 | 継続 | 市のホームページで情報提供を行います。 | 東京都 |

基本施策2 思春期保健事業の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------------|--|-----|---|--------|
| 1 | 心の健康に関わる専門医の配置 | 精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。 | 継続 | 精神保健医（小児科医）が各学校を年1回巡回訪問し、教職員や保護者に対して児童・生徒の心の健康に係る専門的なアドバイスを行い、児童・生徒の健全育成を図ります。 | 教育支援課 |
| 2 | 教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回 | 教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。 | 継続 | こころの支援チーム「つばさ」4名の臨床心理士及び教育相談員が心理の側面から保護者、児童・生徒の心のケアを行うため、随時小中学校を巡回して相談を実施し、個々に適した支援を行う。 | 教育支援課 |
| 3 | アドバイザースタッフの配置 | 不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。 | 継続 | 不登校児童・生徒への対応について、各学校に家庭と子どもの支援員及びアドバイザースタッフを適宜派遣し、必要な支援を行うことにより、不登校の改善を図ります。 | 教育支援課 |
| 4 | 学校適応支援室の活用 | 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。 | 継続 | 学校適応支援室に入室する児童・生徒一人ひとりに対して、在籍校と緊密に連絡を取り合いながら、きめ細かい指導を行い、学校復帰を目指します。 | 教育支援課 |
| 5 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 不登校や問題行動等、学校への不応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。 | 継続 | 2ヶ月に1回地域関係機関等との地域連絡会を開催し、情報の共有と有効な支援連携を進めます。又、学校・地域関連機関等に出向き、専門的な視点・知識による啓発を行います。学校・地域関係機関との連携を核に、保護者に対して効果的な働きかけや支援を行い、児童・生徒の生活環境の改善及び安定を図ります。 | 教育支援課 |
| 6 | 児童館での相談機能の充実 | 子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。 | 継続 | 児童館で実施している子ども会議で、日ごろ子どもたちが考えていることなどの相談に対応します。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------|---|-----|--|------------------|
| 7 | 思春期に関する取り組み | 思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。また、小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。 | 継続 | 思春期の子を持つ保護者、関連機関の方を対象とした思春期に関する講演会を1回実施予定 小・中学校では、学習指導要領に基づき「保健」及び「保健体育」の授業において取り扱います。また、全校に配置されたスクールカウンセラーを有効に活用し、子ども達の様々な悩みに応えられる学校環境を継続して整えていくほか、教育相談室とも連携して、子ども達や保護者の悩みに寄り添える体制を作ります。 | 健康課 教育指導課 |
| 8 | 喫煙防止教室 | 小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。 | 継続 | 7回実施 中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。 | 健康課 教育指導課 |
| 9 | 飲酒防止教室 | 小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。 | 継続 | 7回実施 | 健康課 |
| 10 | 薬物乱用防止啓発運動 | ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。 | 継続 | 継続実施します。 健康まつりで薬物乱用防止についての啓発活動を実施予定。 中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。また、全小・中学校で年1回薬物乱用防止教室を実施し、内容の充実に努めていきます。 | 健康課 教育指導課 |

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

施策の方向1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

基本施策1 自立と協同の態度を育む幼児期の学校教育・保育の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------------|---|-----|---|--------|
| 1 | 認可保育所による通常保育の実施 | 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。 | 継続 | 市内認可保育所14箇所、小規模保育事業2箇所を実施します。 | 子ども育成課 |
| 2 | 低年齢児保育の充実 | 保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。 | 継続 | 市内認可保育所14箇所、小規模保育事業2箇所を実施します。また、待機児童解消対策として、一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を保育施設3箇所を実施します。 | 子ども育成課 |
| 3 | 一時預かり事業 | 保育園の空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時の間で8時間以内の保育を実施します。 | 充実 | 市内認可保育所14箇所、小規模保育事業2箇所を実施します。 | 子ども育成課 |
| 4 | 訪問型一時預かり事業の実施 | 保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、保育士等が一時的に家庭を訪問して保育を実施する事業を検討します。 | 検討 | 訪問型一時預かり事業について検討します。 | 子ども育成課 |
| 5 | 延長保育事業 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。 | 継続 | 市内認可保育所11箇所にて1時間延長を実施、市内認可保育所3箇所にて2時間延長を実施します。 | 子ども育成課 |
| 6 | 休日保育事業 | 保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。 | 継続 | 市内認可保育所2箇所にて実施、うち1箇所にて年末保育（12月29日～31日）も実施します。 | 子ども育成課 |
| 7 | 病後児保育 | 保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で開催しています。 | 継続 | 市内1箇所にて実施します。 | 子ども育成課 |
| 8 | 病児保育 | 子どもが病気であるために保育所などに預けられない時に、病院等で保育をします。 | 新規 | 市内1箇所にて実施します。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------------------------|--|-----|---|----------|
| 9 | 認証保育所事業 | 多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。 | 継続 | 市外6園延べ289人に対して保育を実施します。 | 子ども育成課 |
| 10 | 認証保育所利用者補助金 認証保育所利用者補助（再掲） | 認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。 | 継続 | 延べ289人に対して補助を行い保護者間の公平性を図ります。 | 子ども育成課 |
| 11 | トワイライトステイの実施 | 保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業を検討します。 | 検討 | トワイライトステイについて検討します。 | 子ども育成課 |
| 12 | 障害児保育の充実 | 軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。 | 継続 | 市内認可保育所14箇所、認可幼稚園4箇所を実施します。 | 子ども育成課 |
| 13 | 乳幼児ショートステイの実施 | 保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童をあずかります。 | 継続 | 養育が必要な児童に対して、一時的な保育（日中保育・宿泊保育）を実施します。 ※委託料 1,563千円 | 子ども家庭支援課 |
| 14 | 保育園の園庭・園舎開放 | 子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。 | 継続 | 市内保育施設16園で実施します。 | 子ども育成課 |
| 15 | 認定こども園 | 幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。 | 継続 | 市内1園で子どもたちに一体的に教育・保育を提供します。 | 子ども育成課 |
| 16 | 私立幼稚園 | 市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境のもと、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。 | 継続 | 市内の私立幼稚園4園で幼児期の教育を推進します。 | 子ども育成課 |
| 17 | 幼稚園における預かり保育の充実 | 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。 | 検討 | 市内4園で教育時間前後に実施します。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|---|-----|--|--------|
| 18 | 幼稚園における園庭・園舎の開放 | 地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。 | 継続 | 市内幼稚園で実施します。 | 子ども育成課 |
| 19 | 幼稚園における相談情報提供等事業 | 養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 | 継続 | 市内4園で保護者からの相談に応じます。 | 子ども育成課 |
| 20 | プレ幼稚園事業 | 幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階(幼稚園教育課程)へ進むための保育を行います。 | 継続 | 市内4園で3歳児未満の未就園児教室等を実施します。 | 子ども育成課 |
| 21 | 保育所・幼稚園と小学校との連携 | 保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。 | 充実 | 学校と就学前に情報交換や保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録の情報提供を行います。 | 子ども育成課 |
| 22 | 家庭福祉員制度(保育ママ) | おおむね3歳未満の児童を保育者(保育ママ)の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。 | 検討 | 家庭福祉員制度(保育ママ)について検討します。 | 子ども育成課 |
| 23 | 幼稚園における一時預かり事業 | 保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。 | 検討 | 市内4園で在籍児対象の預かり保育を実施します。また、在籍児以外の預かり保育を検討します。 | 子ども育成課 |

施策の方向2 幼稚園・保育所・小学校の連携

基本施策1 幼稚園・保育所・小学校の連携

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------------------|--|-----|--|--------|
| 1 | 保育所・幼稚園と小学校との連携(再掲) | 保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。 | 充実 | 学校と就学前に情報交換や保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録の情報提供を行います。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------|---|-----|--|-------------------------------------|
| 2 | ふっさっ子スタンダードの活用 | 就学前教育と義務教育期の教育指導・支援の向上を図るために、学習指導及び生活指導における、幼稚園・保育園・小中学校の各発達段階に共通する目標として策定した「ふっさっ子スタンダード」を活用していきます。 | 新規 | 各小・中学校において、「ふっさっ子スタンダード」の具体的な推進方法について教育課程に位置付け、取り組んでいきます。また、引き続き、小学校へは下敷き、中学校へはクリアファイルとして印刷・配布します。 | 教育指導課 |
| 3 | 臨床心理士の巡回相談（再掲） | 臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。 | 継続 | 市内保育園・幼稚園を教育支援チーム「つむぎ」の3名の臨床心理士が発達の側面から特別支援教育を必要とする児童の早期発見のため、巡回相談を実施します。また学童クラブはこころの支援チーム「つばさ」の3名の臨床心理士が巡回相談を実施します。 教育支援課が行う、臨床心理士による保育施設16園、幼稚園4園、学童クラブ10か所への巡回相談が、円滑に実施できるよう、連絡・調整等の支援を行います。 また、子ども家庭支援センターでは、保育所・幼稚園等を巡回訪問し、子どもと家庭に関する相談に応じます。 | 教育支援課 子ども育成課 子ども家庭支援課 |

施策の方向3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------------|---|-----|---|-------|
| 1 | 心理相談員の配置 | 教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7名配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。 | 継続 | 教育相談室と学校が十分な連携を図り、児童・生徒及び保護者の相談活動を実施します。また、定期的に市内の全幼稚園や保育園、小・中学校、学童クラブを巡回訪問し、必要に応じて適切なアセスメント及び相談業務を実施します。 | 教育支援課 |
| 2 | 心の健康に関わる専門医の配置（再掲） | 精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。 | 継続 | 精神保健医（小児科医）が各学校を年1回巡回訪問し、教職員や保護者に対して児童・生徒の心の健康に係る専門的なアドバイスを行い、児童・生徒の健全育成を図ります。 | 教育支援課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------------|--|-----|---|---------|
| 3 | アドバイザースタッフの配置(再掲) | 不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。 | 継続 | 不登校児童・生徒への対応について、各学校に家庭と子どもの支援員及びアドバイザースタッフを適宜派遣し、必要な支援を行うことにより、不登校の改善を図ります。 | 教育支援課 |
| 4 | 学校適応支援室の活用(再掲) | 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。 | 継続 | 学校適応支援室に入室する児童・生徒一人ひとりに対して、在籍校と緊密に連絡を取り合いながら、きめ細かい指導を行い、学校復帰を目指します。 | 教育支援課 |
| 5 | スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) | 不登校や問題行動等、学校への不応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。 | 継続 | 2ヶ月に1回地域関係機関等との地域連絡会を開催し、情報の共有と有効な支援連携を進めます。又、学校・地域関連機関等に出向き、専門的な視点・知識による啓発を行います。学校・地域関係機関との連携を核に、保護者に対して効果的な働きかけや支援を行い、児童・生徒の生活環境の改善及び安定を図ります。 | 教育支援課 |
| 6 | 英語教育推進委員会の設置 | 国際的な視野に立ち、グローバル化の進展の中で活躍できる力を育成し、国語力及び英語力を身に付け、コミュニケーション能力の向上を図るため、「福生市立学校英語教育推進計画」に基づき英語教育を推進します。 | 新規 | 「英語教育推進委員会」を設置し、平成27年度に策定した「福生市立学校英語教育推進計画」の各施策を実行します。また、同委員会において、新学習指導要領を始めとした、国や都の方向性や施策との整合性をとるための同計画の加除修正を行います。 | 教育指導課 |
| 7 | 郷土資料室の小学生対象事業 | 小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。 | 継続 | 昔遊びや自然観察会、施設見学など、主に小学生を対象にした郷土資料室事業「わくわく土曜日」を月一回開催します。市内小中学校の求めに応じ、郷土史等の出張授業を行います。 | 生涯学習推進課 |
| 8 | 学校給食事業 | 更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい昼食を提供します。また、中学校完全給食を実施します。 | 充実 | 新学校給食センターを整備し、市内小中学校における完全給食実施率を100%にします。 ※平成29年度2学期から供用開始予定 | 学校給食課 |
| 9 | 食物アレルギー対応事業 | 食物アレルギーを持つ児童・生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。 | 新規 | 新学校給食センターの食物アレルギー対応給食調理棟で調理を行い、特定のアレルゲン(卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生)を完全除去した食物アレルギー対応給食を提供します。 ※平成29年度2学期から事業開始予定 | 学校給食課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------|---|-----|--|-------|
| 10 | 食育事業 | 新学校給食センターの整備を行い、見学ホールや研修室を活用し、学校、食育に係る他の部署等と連携し食育事業を実施します。また、給食の提供にあたり地場産物を積極的に採用し「地産地消」を推進します。 | 新規 | 小中学校の新学校給食センターへの見学受入れを月1回以上実施します。 また、地場産物は、月平均5回以上（8、2、3月を除く）使用します。 | 学校給食課 |

基本施策2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|----------------|---|-----|---|---------|
| 1 | 学校支援地域組織事業 | 学各学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校と支援者であるボランティアとの連絡調整をし、学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせる活動を行います | 継続 | 学校支援地域組織事業の充実を図ります。 教育指導課と連携し、学校(教員)と学校支援コーディネーターとの連携支援や、コミュニティ・スクール制度との連携など、学校支援地域組織によるより組織的な支援活動が行われるための支援を行います。 | 生涯学習推進課 |
| 2 | 学校評議員の活用 | 「開かれた学校」へ向けて、地域からの学校への期待や要望等の把握、地域との連携を深めるために、外部評価や学校評議員会議の充実を図ります。 | 充実 | 全小・中学校で学校評議員の会議を組織的・計画的に開催し、地域の学校への期待や要望等を積極的に取り入れるとともに、外部評価の実施結果を学校運営に生かせるようにします。 | 教育指導課 |
| 3 | 学校と家庭の連携推進事業 | いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを行います。 | 継続 | 家庭と子どもの支援員と、当該事業に関する指導・助言を行うスーパーバイザーを全校で活用して、いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題への解決に向け、効果的な取り組みを展開します。 | 教育指導課 |
| 4 | コミュニティ・スクールの設置 | 地域に信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する公立学校の新しい仕組みである「コミュニティ・スクール」を指定します。 | 検討 | 平成28年4月の福生第四小学校に引き続き、平成29年4月に福生第六小学校をコミュニティ・スクールに指定します。福生第四、第六小学校のコミュニティスクールとしての取組の成果発表を行うとともに、全校指定に向け順次導入準備を行います。 | 教育指導課 |

基本施策3 地域の教育力の向上

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|------------------|---|-----|------------------------------------|--------|
| 1 | 保護者（親子）対象子育て支援事業 | 地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みことやストレスの解消等を図ります。 | 充実 | 児童館にて子育て応援事業を行い、地域の子育て支援の充実を目指します。 | 子ども育成課 |

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|---|-----|--|---------|
| 2 | ふっさ輝きフェスティバル | 青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(春) | 継続 | ふっさ輝きフェスティバルを実施します。 平成29年5月第3日曜日(家庭の日)開催予定 参加人数推定 約5,000人 | 生涯学習推進課 |
| 3 | 軽スポーツ&とん汁会 | 青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(秋) | 継続 | 軽スポーツ&とん汁会を実施します。 平成29年11月第3日曜日(家庭の日)開催予定 参加人数推定 約1,300人 | 生涯学習推進課 |
| 4 | 青少年育成地区委員会事業 | 青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。 | 継続 | 市内31の青少年育成地区委員会が、青少年にとってより良い環境を作るための諸事業を、今後も継続して展開できるよう支援をします。 地区組織活動補助金の交付(31地区) | 生涯学習推進課 |
| 5 | 子ども議会 | 子どもの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、地域への関心を高めるために実施します。 | 継続 | 子ども議会を実施します。 平成29年10月実施予定 議員予定数 14名 | 生涯学習推進課 |

基本施策4 環境の浄化

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------|---|-----|--|---------|
| 1 | 不健全図書等の排除推進 | 青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。 | 継続 | 青少年育成地区委員長会を中心に、不健全図書チェックパトロールを実施します。 平成29年8月下旬実施予定 | 生涯学習推進課 |
| 2 | 夜間一斉パトロール事業 | 青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。 | 継続 | 青少年育成地区委員長会を中心に、夜間一斉パトロールを実施します。 平成29年8月下旬実施予定 | 生涯学習推進課 |

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

施策の方向1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本施策1 広報・啓発活動の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------------------------------|--|-----|---|-------|
| 1 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実 | ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。 | 継続 | ワーク・ライフ・バランスに関する資料を市役所や輝き市民サポートセンターに設置し、情報提供を行います。 | 協働推進課 |
| 2 | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の実施 | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。 | 充実 | 保育室併設講座（3コース） 託児保育付講座（5コース） 男女共同参画フォーラム（1コース） DV防止講座（1コース） 父親力アップ講座（1コース） | 公民館 |

基本施策2 男性の子育て参加の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|---|-----|---|--------|
| 1 | パパママクラス（再掲） | 妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。 | 継続 | 1コース5回×6コース実施 参加者450人 | 健康課 |
| 2 | 男性のための講座等の開催 | 男性が家事や子育てに主体的に関わるための導入として男性を対象とした料理や父親力アップなど、家事や子育てに関する講座等を開催します。 | 継続 | 男性が興味を持ち参加しやすい講座を実施していく。 父親力アップ講座の実施（1コース） 実行委員会を立ち上げ、男性に参加してもらえる男女共同参画フォーラムを実施する（1コース） | 公民館 |
| 3 | 父親参加型事業の実施 | 父親の子育て参加の推進を目的にし、※児童館等で父親参加型の事業を実施します。 | 充実 | 児童館において「親子の楽しい運動会」等父親参加型事業を実施します。 | 子ども育成課 |

施策の方向2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本施策1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|---------------|---|-----|---|--------|
| 1 | 低年齢児保育の充実（再掲） | 保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。 | 継続 | 市内認可保育所14箇所、小規模保育事業2箇所を実施します。また、待機児童解消対策として、一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を保育施設3箇所を実施します。 | 子ども育成課 |
| 2 | 低年齢児保育の拡大 | 産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。 | 新規 | 認可保育園の建替え時に低年齢児保育の定員拡大を図ります。 | 子ども育成課 |

基本目標5 子どもにやさしいまちづくり

施策の方向1 子どもの安全の確保

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|--|-----|---|------------------------------|
| 1 | 交通安全教育の推進 | 地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。 | 継続 | 交通安全講習会を実施します。 春、秋の交通安全運動期間に町会・自治会によるテントの掲出 福生第一中学校で交通安全教室実施 講習会 3回、町会・自治会 29テント | 安全安心まちづくり課 |
| 2 | 交通安全指導の充実 | 東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。 | 継続 | 本市全小・中学校において、東京都教育委員会の「安全教育プログラム」に基づき、月1回の安全指導日等の機会を捉えて、交通安全に関する知識や行動の仕方等について、年間を通して指導します。また、小学校において、福生警察署の協力による交通安全教室を年1回開催し、交通安全指導の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| 3 | 通学路点検の実施 | 学校、保護者及び警察と関係する部署により、小中学校の通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。 | 継続 | 小・中学校各校の通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。 | 教育総務課 道路公園課 安全安心まちづくり課 |
| 4 | 通学路の見守り体制の推進 | 児童の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組みとともに、シルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完するため、防犯カメラを設置します。 | 充実 | 見守り活動の充実に努め、通学路に防犯カメラを10台増設します。 | 教育総務課 |

基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-----------------|---|-----|---|---------------------|
| 1 | 不審者情報等の提供 | 携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があった時には、パトロールを実施します。 | 継続 | 不審者情報について、町会・自治会、各公共施設、保育園等にファクシミリ等を通じて情報の提供を行います。緊急の不審者情報については、携帯電話を利用したふっさ情報メールで注意喚起します。また、パトロールカーによる市内巡回を行います。 | 安全安心まちづくり課 |
| 2 | 子どもを守るための活動の推進 | 防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。 | 継続 | 防犯講習会を実施します。「こども110番の家」事業の推進 | 安全安心まちづくり課 |
| 3 | 安全啓発活動の推進 | 東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。 | 充実 | 東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、市内全校において児童・生徒に犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図ります。 | 教育指導課 |
| 4 | 通学路等の防犯活動の推進 | 子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時の見守り体制の整備を促進し、防犯カメラを設置するなどして、防犯対策の強化に取り組みます。 | 充実 | 市内各小学校の通学路における登下校時の見守り体制を整備します。具体的には通学路に通学路見守り員を各校2名ずつ配置し、見守りのほか巡回なども行います。 | 安全安心まちづくり課 教育委員会 |
| 5 | 不健全図書等の排除推進（再掲） | 青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。 | 継続 | 青少年育成地区委員長会を中心に、不健全図書チェックパトロールを実施します。 平成29年8月下旬実施予定 | 生涯学習推進課 |
| 6 | 夜間一斉パトロール事業（再掲） | 青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。 | 継続 | 青少年育成地区委員長会を中心に、夜間一斉パトロールを実施します。 平成29年8月下旬実施予定 | 生涯学習推進課 |
| 7 | 薬物乱用防止啓発運動（再掲） | ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。 | 継続 | 継続実施します。健康まつりで薬物乱用防止についての啓発活動を実施予定。 中学校では、学習指導要領に基づき「保健体育」の授業において取り扱います。また、全小・中学校で年1回薬物乱用防止教室を実施し、内容の充実に努めていきます。 | 健康課 教育指導課 |

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------------|--|-----|---|----------|
| 1 | 被害児童のカウンセリング | 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。 | 継続 | 子どもと家庭からの総合相談の中で、必要に応じて関係機関、専門機関と連携しながら支援を行います。 | 子ども家庭支援課 |

施策の方向2 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|-------------------|---|-----|--|----------|
| 1 | 良質なファミリー向け住宅の供給誘導 | 子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。 | 継続 | 条件を満たす空き家の除却後、子育て世帯向け住宅を建築する場合等に、空き家の除却費を助成する「住宅建替促進事業」を継続して実施します。 | まちづくり計画課 |
| 2 | 住宅取得の支援 | 子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。 | 継続 | 自らが所有する新築の長期優良住宅に居住する子育て世帯（中学生までの子と同居する親）に対して、最長5年間、当該住宅（家屋）に対して課される固定資産税及び都市計画税相当額（上限10万円）を助成する、「優良住宅取得推進事業」を継続して実施します。 | まちづくり計画課 |
| 3 | 都営住宅の期限付き入居制度 | 都営住宅の利用機会の公平性を確保し、若い子育てファミリー世帯等の入居機会を拡大するため、入居期限を10年とする制度を実施・拡大します。 | 継続 | 継続して実施します。 | 東京都 |

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

| 番号 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 平成29年度 事業目標 | 担当課等 |
|----|--------|--|-----|--|-------|
| 1 | 歩道の整備 | 子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。 | 継続 | 子どもや高齢者、障害者などすべての歩道利用者の安全確保のため、歩道の拡幅、段差解消などのバリアフリー化の整備に努めていきます。 | 道路公園課 |
| 2 | 防犯灯の整備 | 夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。 | 充実 | 平成26年度末までに市内の道路照明灯のLED化を図り、夜間は安心して外出できるよう整備を行いました。平成29年度については、要望のある防犯上または交通安全上危険な箇所の整備を行います。 | 道路公園課 |